

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規程及び  
神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程

平成19年4月26日

告示第3号

(情報公開)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が管理する行政文書に係る神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号）の施行については、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第15号）の例による。

(個人情報保護)

第2条 選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に係る神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の施行については、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（令和5年規則第9号）の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。